

がんプロフェッショナル養成プラン

がん(腫瘍)に関する人材養成・研究推進と大学院教育の充実化

(前年度予算額 19億円)

平成21年度要求額 25億円

必要性

【がん対策基本法(H18.6)】

第14条 国及び地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の養成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

【がん対策推進基本計画(H19.6)】

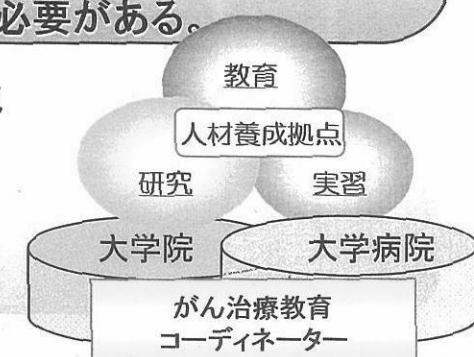
重点的に取り組むべき課題

- ①放射線療法及び化学療法の推進並びにこれら専門的に行う医師等の育成
- ②治療の初期段階からの緩和ケアの実施
- ③がん登録の推進

○わが国の死因第1位(H18年:全死因の30.4%)の疾患である、がんについて横断的・集学的に診療できる専門医等の人材養成のための実施体制の整備を図る必要がある。

事業内容

- 優れたがん専門家を養成するための横断的な教育プログラムの構築と実施
- 実地修練を支援する体制の整備
 - ◆医師のための「腫瘍専門医師養成コース」
 - ◆コメディカルのための「がん医療に携わる職業人養成コース」
 - ◆医師等のための「がん専門インテンシブコース」



●期待される効果

大学病院とがん診療連携拠点病院等において緊密なネットワークが構築され、

- がんに関する幅広い知識や高度な技術を有する多くの専門医等の育成
- がん医療水準の向上(均てん化)

により、全国どこでも最適ながん医療が受けられ、がん治癒率、がん患者のQOL等の向上が図られる。

●実施体制の整備・充実

教育プログラムの実施体制のさらなる充実のための整備・強化

- 教育研究組織(講座等)の整備
- 緩和ケア等の教育の充実 等

がん医療を担う
教育研究拠点形成

●採択実績

採択: 18件 (参画92大学)

